

資料

「排外主義」でなく「ケアを中心の共生社会」を！

“外国人排斥・排外主義・スパイ防止法・

安保 3 文書前倒し改定＝更なる日米軍拡国家”

I、戦時体制をつくっていくな！

—多国間共生・多文化共生—

- ① フェイク情報と事実
- ② 各政党の外国人政策と・・・今行われていること
- ③ 「外国人政策・排外主義」批判
- ④ 政府の外国人受け入れに対する姿勢は・・・

II、「スパイ防止法」批判

III、高市政権＆自民・維新連立合意の意味は？

IV、防衛省設置有識者会議の「安保 3 文書中間報告」

V、「軍拡・戦時体制」NO！！

2025 年 11 月

＊「民主主義と自治そして平和主義」藤代政夫

付記:

引用&参考文献

I、

○出入国在留管理庁

「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」(5/23)

「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン実施状況」(10/10)

○自民党政調会提言(6/5)

「国民の安心・安全のための外国人政策提言・違法外国人ゼロを目指して」

○法務大臣勉強会(2025年8月)

「外国人受け入れの在り方・論点整理」

○「不法滞在者ゼロプランに抗議声明」東京弁護士会(9/17)

○「不法滞在者ゼロプラン批判声明」日弁連(7/22)

○「入管ゼロプランに反対し・・・」アムネスティ(7/25)

○日弁連宣言(2018年10/5)、西日本新聞、日経新聞、朝日新聞、週刊金曜日、自由法曹団声明、神奈川新聞、東京新聞、赤旗、ダイヤモンドオンライン、など

II、

○山本太郎質問主意書&政府答弁書(8/1・8/15)

「日本はスパイ天国という評価及びスパイ防止法制定に関する質問」

○自民党政調会(5/22)

「治安・テロ・サイバー犯罪対策調査会提言」

○国民民主党(10/2)

「スパイ防止法制定に関する検討チーム中間報告」

○日本維新の会(10/1)

「インテリジェンス改革及びスパイ防止法の策定に関する中間論点整理」

○中山「米国インテリジェンス活動の法的基盤」

○「スパイ防止法の導入に反対する声明」秘密保護法対策弁護団(8/19)

○「スパイ防止法批判」海渡雄一弁護士・(地平11月号)

○「スパイ防止法制定の動きを強く批判」秘密保護法廃止実行委員会9/28

○朝日新聞、赤旗、産経新聞など

III、

○「高市首相所信表明演説」(10/24)朝日新聞

○「自民党と日本維新の会の連立政権合意書」(10/20)朝日新聞

○「21世紀の国防構想と憲法改正」日本維新の会(9/18)

Ⅳ、

- 「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議報告書」(9/19)
- 朝日新聞、市民の意見 10/1 号、など
- 「防衛力抜本的強化の進捗と予算・令和 8 年度概算要求」(2025 年 8/29)

Ⅴ、

- 「今こそ平和を」ピースボート (8 月)
- 「戦争準備をやめ軍縮への大転換を」(9/16) 平和構想研究会
- 「軍拡に抗して核廃絶への道筋をつける」川崎哲・週刊金曜日 9/19 号
- 核兵器禁止条約第 3 回締約国会合「オーストリア報告書」(3/7)

I、「戦時体制」をつくっていくな！

—排外主義でなく多国間共生・多文化共生—

7月の参議院選挙では経済ポピュリズムと排外主義の潮流が大きくなり「日本人ファースト」を掲げる参政党が1議席を14議席に伸ばしました。「外国人は日本人より生活保護で恵まれてる」「外国人が増えて犯罪が増えた。怖い」とフエイクのキャンペーンで、格差と貧困におあえぐ又、インフレ物価高に困っている人々が攻撃の矛先を外国に向けることで自ら日本人であることで救われる社会を求めているようです。

その流れは政界にも及び自民党の総裁選挙でも自民党員はかなり強く参政党の流れに引っ張られたようです。

「違法行為やルールから逸脱した外国人に対しては、国民の多くの方が不安や不公平を感じている状況からも、行為に対しては厳しく対応する」「スパイ防止法が必要です」と、そして安倍政治を継続した「積極財政」を主張し「強い日本」を声高に訴える高市早苗氏が総裁に選ばれました。

その後の連立政権では公明党が自公から離脱し、日本維新の会と自民党が組む形で高市氏が首相に選ばれました。

排外主義ではありませんと言いながら排外主義をあおる高市氏の自民党と「自己責任・効率主義・規制緩和」の新自由主義の政治政策を主張する維新の会と連立したことでこれからの日本はどのような形になっていくのだろうか？

アニメ「火垂るの墓」に対して自己責任論を語る今の若者、そして高畑監督の言葉から今日の状況の一端を見ることができるのでは・・・

朝日新聞（9/24）から

神戸市外国語大学でのアンケートでは主人公清太自身の行動に責任があったと思うか」との問いに対し90%超が「あった」「すこしあった」と。そして「清太はあほや」「働かないなら冷遇は当たり前」と清太を責める言葉が・・・

映画公開当時は清太への同情的な観客が多かった。でもその時高畑監督は語っていました。「もし再び時代が逆転したとしたら果たして私たちはいま清太に持っているような心情を保ち続けられるでしょうか。全体主義に押し流されないで済むのでしょうか。清太になるところか未亡人（親戚のおばさん）以上に清太に指弾することにはならないでしょうか。僕は恐ろしい気がします」（1988・5）と。

2025年の排外主義の大きなうねりの中で外国人への対応は一挙に悪化しています。参政党は国会へ議案を提案できるだけの人数（14人）が選出されたのです（比例区で700万票以上）。

この状況の本質をつかむため、排外主義の道でなく未来を切り開くケアを中心にした社会を作るためにも以下の課題を明らかにしていきたいです。①排外主

義の流れの実態②それから出てくるスパイ防止法案の提言の意味を明らかにし
③自民・維新連立合意と高市政権の持つ意味④2022年12/16の安保3文書
以降軍拡・戦時体制が進められているが有識者会議によるその安保3文書の
中間報告の内容を明らかにし⑤私たちが選び取り進むべき方向性を示したいと思
います。

フェイク情報と事実

「外国人には生活保護が優遇されている」「外国人の犯罪が増えて日本の治安が悪くなっている」などいろいろな場面で外国人がまるで特別に特権を持っているかのようにフェイクの情報を語り日本人ファーストと排外主義をあおってる状況が・・・

一国の首相となろうとするものが「奈良では鹿が外国人にけられてる」「外国人が犯罪を犯しても通訳が不足してるので不起訴になる」と言い外国人怖い、不安、いやだという排外主義を拡大させている。(本人は排外主義ではないと言ってること自体人権意識のなさを露呈しているが)

果たして事実はどうなのだろうか？

「奈良公園周辺の市民は、“外国人がけってるところ見てません。どちらかというところ鹿にフレンドリーです”と」「警察幹部、検察も“通訳不足で不起訴などということは聞いていない”と」事実は違うのです。

その他のフェイク情報についても検証してみましょう。

○「外国人の犯罪が増えている」というが“体感治安”＝住民の不安感はあるかもしれないが実際は令和5年の刑法犯検挙人数総数18万3269人のうち外国人は9726人で5.3%。(令和3年5.4%)とほぼ変わりません。平成17年1万4786人をピークに減り続けているのです。

○「生活保護受給世帯の3分の1が外国人」「外国人は生活保護で優遇されている」と言われるが、生活保護受給世帯は全国で165万478世帯、このうち外国籍の人が世帯主は4万7317世帯。全体に占める比率は2.9%で3分の1ではありません。

生活保護は生活困窮している国民(日本人)に受給権を認めているのです。例外的に1954年厚生省通達で永住者や特別永住者(在日コリアなど)・難民認定者などに限って保護を“準用”できるのです。でも外国人はビザ取得時の身元保証人の状況も調査されるのです。

2020年の受給世帯：日本国籍5435万世帯中157万世帯2.89%。外国人国籍136万世帯中4万600世帯3.36%です。

○「外国人の保険料未納額は4000億円。日本人の税金が使われている」というが、事実は2024年4～12月納付率金額ベースで全体で93%で外国人世帯は63%。未納額は全体で1457億円ですから4000億円はどこからでてく

るのか？

又外国人も在留 3 か月を超すと勤務先の企業の健康保険か国民健康保険へ加入義務が。保険料を支払う被保険者総数に占める外国人の割合は 2023 年 4% だったが外国人の医療費は全体の 1.39%、高額医療支給費は全体の 1.21% なのです。この点では医療制度の財政貢献をしていることになります。

○「中国人留学生が優遇されている」「中国人 1 人あたり 1000 万円支援しており日本人より優遇されている」と言ってるが、

事実は、大学院博士課程の学生への「次世代研究者挑戦研究プログラム (SPRING)」で 2021 年から生活費として 1 人 180~240 万円、研究費と合わせて最大 290 万円の支給/年。3~4 年間です。国籍での支給内容に日本人と差異はない。2024 年支給対象は 1 万 564 人で日本人が 6439 人、外国留学生が 4125 人 (内中国人 3151 人) です。

ですから特別に外国人や中国人が優遇されているわけではなくただに日本人の博士課程に入る人が少ないだけです。又、中国留学生に 1 年間に 1000 万円も支給してません。

博士課程の研究者を広く世界から集めて日本の学術レベルを上げるためにも留学生の受け入れは必要です。日本人だけの博士課程の研究室なんて…時代遅れです。

各政党の外国人政策と、今行われていること

《各党の政策》

参政党：外国人の生活保護の支給停止。公務員の採用制限。

国民民主党：外国人の社会保険の運用見直し。

自民党：違法外国人ゼロへ。外国人による運転免許証の切り替え規制強化。

不動産取得に関する規制強化。

公明党：不法滞在者ゼロ。外国人の社会保険料未納防止へ仕組みを。

日本維新の会：就労目的の外国人は我が国経済の成長に貢献しうる人材に限る。

外国人比率の上昇抑制、受け入れ総量規制。

れいわ新選組：技能実習生の廃止。

社民党：差別禁止法の制定。難民・移民を排除しない。

立憲民主党：在日外国人増による社会経済の変化に配慮する「多文化共生社会基本法」制定。

《今、行なわれていること》

○単純労働外国人の受け入れ制度

1993 年：「技能実習生制度」転職や家族帯同を認めない。

2019 年：「特定技能制度」

1号：最長5年在留・家族帯同認めない

2号：熟練技術を持つ、在留期間上限なし。家族帯同可

2024年：「育成就労制度」技能実習生を育成就労へ。5年在留

○在留資格「経営・管理」（在留5年・家族帯同可・2024年4万1600人）の要件として出入国在留管理庁は要件厳格化。

「要件が緩く悪用されている」との声が・・・

これにこたえる形で厳しい要件の見直し案が出される

現行の資本金出資金500万円を3000万円に。現行は言語能力が問われていないが見直し案では申請者が常勤職員に相当程度の日本語能力を要求。今は経営者の職歴を問わないが見直し案では3年以上の経験か修士以上の学位を。

○入管庁は「永住許可」取り消しの要件を検討（2027年4月施行）

「社会保険料、税を払わない外国人に対して厳しく対応すべき。日本人の払っている税金が使われている」という批判に対して許可条件を手直ししました。

「永住許可」は原則10年以上在留し法律を守り納税などを行っている人に認められるのです。2024年末には91万8000人です。

世の中の批判にこたえる形で、又、出入国在留管理庁の出した「不法滞在者ゼロプラン」（5/23）を実施する方向で“故意に税金や社会保険料を支払わない場合に永住許可を取り消すと。支払いに応じる場合は資格の更新が必要な「定住者」に変更。

このような動きに対して“子供や孫たちのためにもこれから永住許可を取ろうと考えている人々は不安になっている”と報道されています。（朝日新聞9/30）

○JICA 事業撤回

国民の間の外国人排斥の動きはついに「誤情報」とわかっているにもかかわらず「外国人に街をとられてしまう」と共生社会に向けた外国人との交流事業をもつぶしてしまいました。

国際協力機構（JICA）がアフリカ諸国との交流のため国内4市（千葉県木更津市・新潟県三条市・山形県長井市・愛媛県今治市）をアフリカ各国のホームタウンに指定したところ「日本の市や町をアフリカに譲渡した」などの批判が増大。各自治体への異常な抗議電話などが続く中 JICA は9/25 事業を撤回してしまいました。

かつて右翼団体が行ったヘイト行為と同じ行為が外国人排斥運動として行われ JICA の決定をも撤回させてしまったことは、今後フェイクでの排外主義が拡大される危険性が増してきました。

○博士課程支援制度から外国人留学生を排除（文科省の決定）

「外国人留学生が優遇されている。年1000万円も支給されている。日本人に限定すべき」といった外国人排斥の声が・・・

自民党有村議員は「2024年度支援者の4割が外国人で中国人が3割になっ

ている」「国民の生活が厳しさを増す中、日本の学生を支援するという原則を明確に打ち出すべき」と。

その結果文科省は排外主義の声に負けて 6/26 “日本人に限定する”ことを決定しました。

もともとこの大学院博士課程の学生への支援制度は日本人だけと限定されてません。世界中から優秀な人材を呼び寄せるためにも日本人と同等に留学生にも支援する制度です。外国人排斥のうねりが学問・教育の中にまで入ってきてしまってます。

○内閣官房に「外国人との秩序ある共生社会推進室」を設置

一部外国人による犯罪や迷惑行為、各制度の不適切な利用など国民が不公平感を有する状況も生じており、こうした状況への対応する司令塔として内閣官房に「外国人との秩序ある共生社会推進室」を設置した（7/15）

検討事項は「出入国在留管理の一層の適正化」「外免切り替え手続き、社会保障制度の適正化」「国土の適切な利用及び管理」「観光・短期滞在者への対応、強化」などなど。

外国人政策・排外主義批判

多くの市民・マスコミ・諸団体がこの間のあまりにもひどい排外主義・外国人排斥の動きに対して厳しい批判を加えています。

○自由法曹団は、世論の状況・フェイクで排外主義をあおっている政治状況・それがもたらす危険性をはっきりと指摘しています。

「NHKの世論調査（6月）では、日本社会では外国人が必要以上に優遇されていると思うか？との質問に対して64%の人が「強く、どちらかというと思う」と答えました。」

「選挙運動において候補者や政治家が政策を訴える中で“外国人に対する優遇がある”“外国人労働者の流入が原因で日本人の貧困が”“外国人が失業して窃盗や違法薬物の取引を行い日本の治安を悪化させる”といった虚偽の情報に基づく演説を堂々としている現状がある」

「しかし外国人が日本において優遇されている事実はない。外国人に選挙権はなく、生活保護の対象も国民であり行政措置として国民に準じて保護を行うとしているだけ。外国人の増加と治安悪化に係る関係性は認められない。」

「排外主義は共生社会を破壊するものである。そうした排外主義のもたらす社会の分断は“戦争への地ならし”となりうる極めて危険なものである」と。

○日本総研顧問の田中均氏は偏狭な排外主義は日本の国益にならないと。

「“日本人ファースト”のキャッチフレーズが外国人問題の実態から離れて排外主義的な趨勢に火をつけるようなことは避けなければならない。偏狭な排外

主義は日本の国益にはならない」「2019 年入管法の改正で長い滞在期間を可能にしたが、これも本来必要な福利厚生も含めた移民の人権を保障する制度の創出でなく、あくまでも外国として労働力の確保という色彩が強い便宜的な構造だ」

「日本はグローバリゼーションの中でしか生きられないことをよく認識して海外に開かれた国になるべきであり偏狭な排外主義に身を染めるべきではない」と。

○鈴木亘氏（日本経済新聞 9/30）は日本の成長と外国人との共生との関係を語っています。

「日本が成長を確保するためには在留外国人との共生策も含めた戦略が欠かせない」「人手不足が各地で進み外国人が地域経済の重要な担い手になっている。外国人との共生を図るための仕組み作りは喫緊の課題」「行き過ぎた外国人規制は日本の成長にとって逆風となりかねない。共生の道筋を築くのもリーダーに求められる役割だ」

○日弁連が 2018 年に出した宣言の中では外国人への対応の基本原則が語られています。（2018 年 10/5）

新しい外国人労働者受け入れ制度の制定（2018 年 12 月）にあたり「人権」に基づく共生社会を主張しています。

「新たな外国人受け入れが始まろうとする今こそ“人権保障”に適った外国人受け入れ制度と“多文化の共生する社会”を構築することが喫緊の課題である」

「国連等の国際機関では通常の居住地以外の国に移動し少なくとも 12 か月間当該国に居住する人を“移民”と定義することが多い。“労働力”としてだけでなく社会で生活する“人”であることに着眼して共生のための政策をとっている」

「外国人労働者やその家族の権利保障の観点、人権諸条約などの要求する観点、共生のための施策の実施という観点を含めて受け入れの基本的な方針を法律で定めるべき」「今必要なことは外国にルーツを持つ人々と共に生きる社会の構築のための施策を“人権保障の観点を含めて”立案することであり、入国管理や在留資格の延長線上で外国人の受け入れや外国にルーツを持つ人々との共生を検討することではない。」と。

政府の外国人受け入れに対する姿勢は？

残念ながら政府としては、出入国在留管理庁「不法滞在者ゼロプラン」(5/23)、自民党「違法外国人ゼロを目指して」(6/5)、法務大臣「外国人受け入れの在り方論点整理」(8 月)とひとつの方向性を提起しています。

○出入国在留管理庁：

「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」(5/23)

「ルールを守らない外国人により国民の安全・安心が脅かされている社会情勢にかんがみ、不法滞在者ゼロを目指し外国人と安心に暮らせる共生社会を実現する」と“不法滞在者ゼロプラン”を発表。

その実現のために「電子渡航認証制度（JESTA）の早期導入」「誤用・濫用な難民認定申請を抑制する為在留の制限を実施」「護送官付き国費送還を促進」「被仮放免者の不法就労防止」を導入するとのこと。

10/10の段階ですでにその効果が出てきており、護送官付き国費送還は1月～8月までに203人（倍以上に増加）。そのうち“送還停止効の例外”を適用しての送還は42人（このうち3回の難民認定申請者は38人）です。

批判：このゼロプランに対して日弁連・東京弁護士会・アムネスティがすでに抗議の声明を出しています。

《東京弁護士会》（9/7）

「入管庁が言っている“国民の安全・安心が脅かされている社会情勢”についてどのような状況か？と問うても入管庁からは十分な根拠が示されない。」

「ルールを守らない外国人という安易な否定的表現を政府があえて用いることにより日本に在留する外国人全体が排外主義と差別にさらされることが増大する」「これがヘイトスピーチをはじめとする人権侵害を助長しひいては日本社会の分断へとつながっていくことが懸念される」と批判。

《日弁連》（7/22）

「ゼロプランは難民認定手続き及び退去強制手続きに関する憲法上及び国際法上の重大な問題を解決しないまま、正当に保護されるべき外国人までも排除しかねない施策となっており極めて問題である。」

《アムネスティ》

「このゼロプランという外国人排除を前提とした制度は差別を助長する恐れが強い」「命や自分が脅かされかねない国への追放や送還を禁止するノン・ルフールマン原則を遵守すべきです」

○自民党政調会は

入管庁のゼロプランに合わせて「違法外人ゼロを目指して・国民の安心と安全のための外国人政策」を提言しました。（6/5）

全面的に見直し多くの課題を提言しています。

「これまでの我が国の制度は多数の外国人を受け入れるグローバル化した社会を前提とした設計になっていなかった・・・秩序ある共生を前提とした外国人の受け入れを進める政策に転換することが必要」「各許可手続きを実施する自治体が不法滞在者等に対して厳格な対応をとることができるよう出入国在留管理に関する情報を適切に共有すること」と基本的な方向性を示し、具体的には・・・

- *誤用・濫用的な難民認定申請の抑制・・・(国費送還倍になった)
- *「経営・管理」在留資格の見直し・・・(500万円から3000万円に)
- *外国人の税・社会保険料の未納付防止の取り組み・在留資格への活用・・・(永住許可の取り消し要件)
- *全国の土地等の透明性の向上
- *オーバーツーリズムの未然防止
- *政府の司令塔体制・・・(7/15 外国人との秩序ある共生社会推進室設置)
- *外国人の税・社会保険料の未納防止等の取り組み。医療費不払いのある外国人情報の共有化(国と自治体が連携して)。
- *児童手当については自治体において居住実態や監視実態を適切に把握したうえでの支給を徹底化。
- 就学援助については外国人児童生徒に援助を支給する際には適切な支給となるよう市町村に周知徹底を。
- *生活保護
- 入国直後の外国人からの生活保護の申請については、身元保証人等の資料提出を求めることとし保護要件を厳格にチェックする。
- *国土の利用及び管理の強化：
- 重要施設土地規正法に基づき・実態把握している・・・見直しを含む更なる対応を検討する。
- *観光・短期滞在者対応として：
- 入国前の民間医療保険への加入の義務付けを検討。

○法務大臣勉強会

外国人排斥・排外主義の声が大きくなっている中、法務大臣は勉強会で「外国人受け入れの在り方検討のための論点整理」(8月)を示しました。

《日本の現状》

「日本社会は外国人労働者抜きでは考えられない状況になりつつある。日本経済・社会の維持発展に寄与する外国人に対して開かれた国であるべき」「一部の地域で集住する不法滞在者を中心に外国人との摩擦等が報道でしばしば指摘されるようになり国民の不安が高まっている」

と把握しているが“報道され国民の不安が・・・”とまったく伝聞の上での推論です。実情を具体的に示してその存否を確認して論を展開すべきです。(F)

《これまでの日本の外国人受け入れ対応》

「専門的・技術的分野の外国人労働者の受け入れを積極的に推進してきたが、それ以外の外国人労働者は・・・十分慎重に対応することが不可欠としてきた」

「日本におけるこれまでの外国人受け入れの在り方は…戦略を立てたうえでの一貫した方針ではなく、その時々課題等に対する対処療法的な受け入れを

行い外国人の在留状況を管理しつつ（在留管理）外国人との共生を図るという政策を基本としてきた」

「日本には人手不足の対応のための“特定技能制度””育成就労制度“を除き、現状中長期的かつ多角的視野（日本の経済成長、労働市場、社会保障制度、行政サービス、治安等に対する影響等）に立った外国人受け入れに関する基本的な在り方を定めた統一的な方針が存在しない」

《それゆえ以下の論点整理をしています。》

i) 経済成長の視点

「継続的な経済成長が必要である。・・労働力の確保の観点から外国人の受け入れを検討することが考えられる」「外国人の受け入れを前提とし外国人の受け入れ規模に応じ財政と社会保障の持続性が確保された経済成長シナリオを策定することが考えられる」

ii) 産業政策の視点

「日本の企業の存続・発展のためにはこれへの寄与を期待しうる高度人材を積極的に受け入れ誘致することが必須と考えられる」「特定技能制度・育成就労制度においては人手不足が受け入れ指標の一つ」

iii) 労働政策の視点

「外国人の受け入れ増加に伴い日本の労働者の賃金その他の労働条件への影響に状況について調査検討する」「労働者として受け入れた外国人の人権への配慮についても考慮検討」（ここで初めて「人権」の言葉が出た。以下の文書では出てこない・・・本当に考えているのか？F）

iv) 税・社会保障の観点

「外国人の受け入れ増加に伴い…現役世代が増加することで当面税収や保険料収入が増加するという側面のほか、長期滞在者や永住者の在留資格を有する者が増加し仮に保険料等必要な納付を行わず社会保障の受け手となる場合は財政や社会保障等における負担が増加するという側面もありうる。だから社会保険料未納の点の検討、外国人への教育の問題がある」

「受け入れ増加に伴う地方自治体における教育費等の負担・増加、その他地方自治体の財政等に影響を与える可能性のある事項について調査検討を」「外国人に対する社会保障や教育に係る措置を実施・変更する場合には我が国が締結する国際約束上の義務（子ども権利条約・国際人権法など）との関係についても検討する必要がある」

*以上の視点では問題が多すぎます。すべてどのような在留資格であろうと一人の人間なのです。それぞれの個人の尊厳を尊重し健康で文化的な生活をどう保障するかという人権保障に基づく外国人移民政策が必要です。労働力だけで考えるとコストパフォーマンスの観点だけになってしまいます。（F）

v) 地域の生活者としての観点

「外国人に対して日本語能力＝日本語教育、日本文化・慣習への理解促進。日

本人に対して外国人との共生に向けた意識啓発が必要。基礎自治体に期待される役割が大である」

vi) 治安の観点

「外国人による刑法犯の検挙件（者）数は平成 17 年 4 万 3622 件（1 万 4786 人）が令和 5 年には 1 万 5541 件（9726 人）と大きく減少。9726 人は日本全体 18 万 3269 人のうちの 5.3%です。」と減少を認めながらも「国民に与える不安感（体感治安）について調査・検討」を提言しています。

vii) 出入国及び在留管理の観点

「“出入国管理及び難民認定法”に基づく在留資格制度が基本的な枠組みです。」
「外国人が増加することによりその受け入れの在り方によって不法滞在者も増加することが想定され、不法滞在者の増加は国民の安全・安心に大きな不安を与えることになる」「不法滞在者ゼロプランの取り組み、不法滞在者を早期に確実に帰国させるための制度や運用の在り方を検討」

＊外国人対策の基本を出入国管理及び難民認定法にしていいたいのだろうか？非正規滞在者は難民認定が少なすぎる日本の入管制度の在り方の欠陥によるものが多いのです。それなのに不法と言って帰還させるのは国際人権法にも違反しているのでは・・・日本の外国人政策は入管庁によって行われ、収容者の死亡といった問題も指摘されています。

日本国憲法の人権、国際人権条約等の人権の観点・視点から考え直すべきなのではと思われます。

《出入国及び在留管理上の当面の課題が提起されています》

○「出入国管理庁においては共生社会の実現に向け不法滞在者を含むルールを守らない外国人には国民の安全・安心を守るため厳正に対処し、不法滞在者ゼロを目指します」

☆JESTA（電子渡航認証制度）の導入

☆計画的かつ確実な護送官付き国費送還を（10/10 報告すでに実施倍に）

○在留資格の悪用等が指摘されているのでそれに対応

☆「経営・管理」の在留資格の資本要件見直し（500 万円から 3000 万円に）

☆永住許可制度及び帰化制度の適正化（永住許可取り消し要件を導入）

「不法滞在者、不法就労者、在留資格制度を濫用する外国人の存在は経済・産業・国内労働市場・治安の面における不確定要因」「出入国及び在留管理の観点を前提としつつ諸観点を踏まえて外国人の受け入れの基本的あり方を検討する。」「諸課題を検討し“国民の安全・安心”と“日本経済社会の活力を力強く持続的な成長”に資する出入国在留管理行政を実施することが重要である」と。

＊色々論点整理しているが外国人の人権の観点、人々との共生の観点が全くない。単に経済成長の道具としての労働力としてしか考えないと外国人と日本人

との共生社会は作っていけないのではと思われます。だから排外主義の言動が
あふれてきてしまうのでしょう。(F)

Ⅱ、「スパイ防止法」批判

日本の“外国人政策”は政府の方針のなかに「人権保障＝国際法・憲法遵守」の理念がないために共生のためといっても経済成長の労働力確保のためであって国内で働いてくれる外国の人々への基本的人権をどう適用するかの視点がありません。どう規制をかけ労働力として用済みになった人々をどう早く帰国させるかの視点ばかり・・・入管収容所でのウィシュマさんの死亡の事件も反省してないようです。

このような外国人排斥の流れが安全保障政策としてついに「スパイ防止法案」として多くの政党から提案される事態を生み出しています。

1985 年の「国家機密スパイ防止法案」（廃案になった）の再現として「特定秘密保護法」「経済安保情報秘密法」「能動的サイバー防御法」が制定されその総仕上げとして「スパイ防止法案」が提言されています。参議院選挙で最も排外主義的キャンペーンを展開した政党が 13 名もの議員を当選させるや否やこれで単独でも「スパイ防止法案」を発議できると声高に叫んだのです。

スパイ防止法案の具体的法案はまだ出てませんが、それぞれの政党が出している案からその姿を探り問題点を明らかにしていきましょう。

荻野氏はスパイ防止法案が出されている今の状況は「新しい戦時の前夜だ」と指摘。（朝日新聞 10/10）

「1937 年日中戦争がはじまった直後軍機保護法は全面改正された」「日本はスパイ天国だとアピールする当局の情報操作もあり最高刑が死刑に引き上げられる厳罰化が実現しまし・・・何が守られるべき機密に当たるのかを決める政府の裁量も広げられ・・・」「2025 年の今は新しい戦時の前夜なのだと思います。軍機保護法が息を吹き返し始めた日中戦争の前夜に似ています」

「参政党だけでなく国民民主党や日本維新の会もスパイ防止法の制定に前向き。自民党高市氏もスパイ防止法の制定が必要と訴えています」と。

日本はスパイ天国？

では、今も「日本はスパイ天国」だといわれていますが本当にそうなのでしょうか？

れいわ新選組の山本太郎氏が質問主意書で聞いたところ政府からの答弁書では（2025 年 8/15）、

「各国の諜報活動が非常にしやすいスパイ天国でありスパイ行動は事実上野放しで抑止力が全くない国家である、とは考えていない」とスパイ天国を否定しています。

にもかかわらず「スパイ防止法」「国家情報局」が必要と主張する人々がいます。その考え方を検証してみましょう。

《各政党の考え》

○自民党政調会・高市代表（5/22）

「治安が悪い方向に向かっているという国民の回答が増加しており国民の体感治安の悪化がうかがえる」「また国際的には環境の変化に伴い我が国の治安に対する脅威は日々高まっており・・・我が国の治安力を総合的に強化する必要がある」

「政府の情報収集能力を強化するとともに、高付加価値の分析結果を提供できるような情報分析能力を強化すべき」そのために「インテリジェンス活動の基本的な指針となる国家情報戦略の策定」「仮想身分による情報収集の向上」「諸外国と同水準のスパイ防止法の導入」等を提案しています。

○国民民主党：

スパイ防止法制定に関する検討チームが中間報告をまとめました。（10/1）

その内容は「外国勢力活動透明化法＝国内でロビー活動や広報活動を行う個人・団体に対し活動内容・資金源・資産の保有状況の届け出を義務付け」「インテリジェンス戦略の策定」「インテリジェンス機関の創設」

○日本維新の会：

「インテリジェンス改革及びスパイ防止法の策定に関する中間論点整理」を出しました（10/1）

「日本には外国勢力による日本国内での諜報活動自体を犯罪要件とする法律がなく包括的なインテリジェンス改革が必要不可欠」「とくにインテリジェンスに関する 3 機能（諜報・防諜・非公然活動）×2 領域（非軍事・軍事）の完全な法定化が必要」と問題提起し具体的内容を提言しました。

- ① 内閣情報調査室（内閣情報官）を格上げして国家情報局（国家情報局長）に。
- ② 独立した対外情報庁（米国のCIA のような）創設
- ③ 情報要員養成機関を創設
- ④ 「スパイ防止基本法」「外国代理人登録法」「ロビー活動公開法」の制定
- ⑤ 、刑罰の厳格化
- ⑥ 情報要員が身分仮想を行う際の要件と要員保護の法定化

《海渡雄一弁護士スパイ防止法批判》

以上のような動きに対して海渡弁護士は「スパイ防止法批判」を展開しています。（地平 11 月号）

「スパイ防止法は世界を「味方」と「敵」に二分する考え方に基づいた法律です。各国の情報機関が行うスパイ行為は自国の安全保障戦略のために必要なものとされる。しかしそれは敵国から見れば敵対行為になる」とスパイ防止法の本質を指摘しました。

そしてこれまで各党から出された提言から新たなスパイ防止法で規定されると予想される点を分析。

① 厳罰化②外国勢力の外国とは外部＝仮想敵国③適正評価でのレッドパージ（参政党 7/14「極端な思想の人たちはやめてもらわないといけない。これを洗い出すのがスパイ防止法です」）④内閣情報局（J C I Å）が作られる⑤仮想敵国は中国・ロシア・北朝鮮

などを指摘し更にスパイ防止法を作ってしまうことの最大の問題点を指摘しました。

「戦争は政府のウソと秘密から始まる。アメリカのトンキン湾事件、日本の柳条湖事件など都合な情報は隠蔽し、防諜の掛け声でスパイがいるという疑心暗鬼を蔓延させ排外主義をあおり、対話・交渉を困難にし破壊的な戦争へと突き進んでいった」

そして戦争放棄した日本国と諜報とは相いれないと指摘。「世界を敵と味方に区分し敵の情報をスパイによって取得することは当然だという世界観で共有する。CIA は謀略によって国際紛争を拡大してきた。そのような中央情報機関の創設に反対するのはそれが憲法 9 条の理念と相いれないからである」とスパイ防止法を厳しく批判しました。

米国 CIA について中山氏は「米国におけるインテリジェンス活動の法的基盤」という論文で問題を指摘しています。

「2002 年 11/3 アルカイダの幹部の一人とされるカーイドがイエメン国内で殺害されたがこのオペレーションは中央情報局（CIA）主導による「準軍事オペレーション」である」ことを明らかにし「この活動が“5 番目の機能”と呼ばれる非公然活動だ」と。

「米国の情報体制はその設置の際に 5 番目の機能を付与され、世界各地で工作活動に携わってきたがインテリジェンスを供給する役目を持つ同じ機関が工作活動に携わることの危険性はたびたび指摘されている」と非公然準軍事行動を批判しています。

以上みてきたようにスパイ防止法は

- ① 市民の知る権利・取材報道の自由を圧殺する（隠す）ものであり、
- ② 外国人との共生社会を否定し分断を図る排外主義をあおる＝排外主義と一体のもの
- ③ それ故世界を敵と味方に分け戦争への道を開くもの。“外国勢力＝敵”のスパイ行為とその防止行為とはまさに国・人々を敵味方に分けて戦う戦争への道なのです。

***「民主主義と自治そして平和主義」藤代政夫**

Ⅲ、高市政権&自民・維新連立合意の意味は？

外国人排斥・排外主義のうねりと同時にその延長上に「スパイ防止法」案が提起されている中、成立した高市政権と自民党・維新の会の連立合意の内実を分析してみましょう。

参議院選挙で自公の過半数割れ、衆参ともに過半数割れの状況で公明党が自民党との連立から離脱。高市総裁は日本維新の会との連立を成立させました。

新自由主義はコロナパンデミックで何の対応もできず消滅するのかと思ったが新たに国家（政府）を強力に使う形で“競争第一・効率第一・自己責任の新自由主義を追い求める日本維新の会。

失われた 30 年でなに一つ新しい産業・経済を起こせず GDP は横ばい、異次元の金融緩和で 1 ドル 85 円を 150 円にして円安インフレを引き起こして物価高、実質賃金は低下で、格差と貧困、非正規労働者をはたらく者の 40% までにしてしまい、大企業の内部留保は 600 兆円と 1 年間の GDP 分をため込んでいる破綻した経済政策＝アベノミクス。その安倍政治（裏金・統一教会癒着政治）の後継として偏狭なナショナリズムと国家主義・排外主義と日本主義を掲げる高市総裁の自民党。この二つが結びついた。

連立合意と高市所信表明には明確に以上の考え方が出されています。本当にこんな社会・経済・政治の日本にしていいたいのだろうか？大いに不安と批判が・・・

高市氏の思いは「日本と日本人の底力を信じてやまない」「強い経済、強い日本を」「世界の真ん中で咲き誇る日本外交」の中にはっきりと見て取れます。

マスコミでも新たな連立の問題点をすでに打ち出しています「自民党と日本維新の会が結んだ連立政権合意書は維新側の要求した政策を自民党がほぼ丸のみ・・・スパイ防止法制定をはじめ憲法改正や皇室典範改正など保守理念に基づいた政策の工程表がずらり・・・これまで自民党のタカ派の政策が…公明党が連立離脱した結果強い保守色が鮮明になった」と。（朝日新聞 10/20）

連立政権合意書の内容を見てみます。

i) 安全保障については

○防衛費増額と更なる防衛力の抜本的強化のために安保 3 文書の前倒し改定。防衛費 GDP 2% 水準を目標 2027 年から前倒しして 2025 年度中に（安保 3 文書中間報告）

○敵基地攻撃能力を持つミサイル垂直発射装置（VLS）搭載の潜水艦について次世代の動力（原子力）を利用した潜水艦保有（安保 3 文書中間報告）

○防衛装備品の輸出を規制する 5 類型（救援・輸送・警戒・監視・掃海）の撤廃（安保 3 文書中間報告）

ii) インテリジェンス改定、スパイ防止法制定について

○スパイ防止関連法制を速やかに成立させる

○国家情報局（内閣情報調査室の格上げ）

○対外情報局：米国中央情報局CIA を念頭に置いた機関を

iii) 憲法改正について

○緊急事態条項の創設（条文起草協議会を設置）

○憲法 9 条の改正について

c f、維新の会「21 世紀の国防構想と憲法改正」

iv) 選択的夫婦別姓には明確な反対姿勢を出し、旧姓の通称使用拡大の為の法案を通常国会で成立させる。

v) 社会保障政策

○OTC 類似薬を保険適用から外すことも含めて見直すこと

○医療機関の病床削減

○医療窓口負担を年齢でなく応能負担に

* 維新の会は医療費 4 兆円削減をもって保険料引き下げを実現しようとする。

結果的には公費負担は減るが、患者（国民）自身の大幅な自己負担増になる。

自己責任・セルフメディケーションによる公的医療制度の破壊です。維新と自民は何を求めているのか？（F）

vi) エネルギー政策

：原子力発電の再稼働を進める。

vii) 食料の安全保障

：施設型食料生産設備への大型投資で厳しい気候に耐える農林水産業を

viii) 外国人政策

○ルールや法律を守れない外国人に対して厳しく対応する。

○内閣における司令塔を強化する

○外国人受け入れに関する数値目標や基本方針を明記した人口戦略を策定

○対日外国投資委員会を創設し外国人及び外国資本による土地取得規制を強化する法案を策定

ix) 高校無償化（10/29 無償化拡大は外国人学校生や留学生は対象外・自国民優先）

x) 首都・副首都の責務・機能を整備し法案を

xi) 経済・財政関連施策

○ガソリン税暫定税率の廃止法案を

○電気・ガス料金補助

○総合対策

○税特別措置、高額補助金の総点検

○食品について 2 年間に限り消費税の対象としないことの法制化

○4 万円・2 万円の給付は行わない

xii) 政治改革

○企業団体献金・規制など協議体で議論

○1 割を目標に衆議院議員の定数削減

高市首相所信表明（10/24）

「自民＆維新の合意書」「インテリジェンス、外国人施策への維新の提言」「安保3文書中間報告」「入管庁の提言」などを受けて高市首相は所信表明です。

合意書の項目をほぼ表明に入れる（衆議院議員定数削減とスパイ防止法を除いて）。

○経済・財政政策について多くを語り、「経済あつての財政」「責任ある積極財政」で大胆な「危機管理投資」による力強い経済成長をと訴えました。

「この内閣における成長戦略への肝は“危機管理投資”とあらゆる領域の経済成長を危機管理投資の視点から提起しています。すなわち「経済安全保障」「食料安全保障」「エネルギー安全保障」「健康・医療安全保障」「国土強靱化対策」…様々なリスクや社会課題に対し官民が手を携え先手を打って行う戦略的投資です」と。

ここに防衛産業（防衛のための安全保障）を記載されていないが「安保3文書中間報告」では一貫して“防衛産業＝高度技術開発＝経済安全保障”の視点で語り、日本経済成長の中心に防衛産業（防衛生産基盤）とあらゆる領域の経済成長を結びつける姿勢があります。戦時体制＝軍産学官一体経済そのものです。

このような安全保障と経済を一体として推進していく政権はどのような国を、世界を描こうとしているのか心配です。

○健康・医療安全保障では

「税と社会保障の一体改革」の中で「給付付き税額控除制度」を設計しようとしています。その基本的考え方は“社会保障の給付と負担のありかたについての議論推進です。

○外交安全保障についての所信表明は

「世界の真ん中で咲き誇る日本外交」と言いその目的は“日米関係を更なる高みに引き上げ”「自由で開かれたインド太平洋」＝「自由で開かれた安定的な国際秩序」を作っていくこと。

対中国関係については「戦略的互惠関係」と言いながらも「経済安全保障を含む安全保障上の懸念があることも事実」と米国の対中国包囲網戦略にどっぷりひたった中での対中国政策しか出し切れていないようです。

「民主主義と自治そして平和主義」藤代政夫

IV、安保3文書中間報告

高市政権の“軍拡&軍産学官複合体政策は防衛省設置の有識者会議の安保3文書中間報告（9/19）にあることは明らかです。

防衛省設置「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」の安保3文書中間報告（2025年9/19）を分析します。

全体を通して展開されている諸報告の基本的視点は

「戦略3文書（安保3文書）においては5年間の防衛費として43兆円の国費を投入するとともに防衛力の抜本的強化とこれを補充する取り組みの予算を・・・GDP2%に達することを目標とされている。これは我が国の安全保障政策にとって画期的な進展である」と高く評価し更に「戦略3文書を踏まえ我が国の安全保障政策を全うしたうえで安全保障と経済成長との間の好循環を追求することも求められる歴史的転換点に入った」と。それゆえ「防衛力の抜本的強化の視点のみならず技術革新及び経済成長への貢献という観点も踏まえて考えていく」と。

報告の中で「・・・べきである」「・・・でなければならない」「必要である」と提言されている事柄は

○スタンドオフミサイル垂直発射装置（VLS）搭載潜水艦について、次世代の動力（原子力）の活用の検討も含めた研究・技術開発を行うべきと原子力潜水艦の導入を

○現在は輸出できる装備は「救難・輸送・警戒・監視・掃海」の5類型に限定されているがこの5類型限定の見直しを求める。

○無人アセットの本格導入（無人海上・水中アセットの活用）

○防衛力整備計画の対象期間や策定の見直しのサイクルなどのありようをより柔軟にするべき（安保3文書前倒し改定の必要性）

○軍事産業強化のため「国営工廠」の導入

「防衛生産基盤」については

「防衛産業についても同様に民間分野の力を発揮する観点から環境整備を進めていく必要がある。防衛生産基盤の強化はもはや防衛装備政策の範囲にとどまる課題ではなく産業政策や経済安全保障政策といった観点も含め省庁横断的戦略として考えなければならない」

「国防分野と経済安全保障分野の重なりが拡大する中、装備政策と産業政策を連携させ従来からの防衛産業に参画してきた企業に加え広範な分野のスタートアップを含めた新たなイノベーションを起こす企業群を巻き込んでいかなければならない」と。

日米同盟や同志国との連携強化については

「日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくことが確認されているが、我が国がイニシアティブをとって…日米安保体制を強化していくべきである。」

「米国による拡大抑止の提供は極めて重要であり日米政府間で引き続き拡大抑止に関し閣僚レベルを含めてコミュニケーションを進化させるとともに

2024 年末に公表された「日米政府間の拡大抑止に関するガイドライン」（非公開）の具体化を進展させるべき」と。日米同盟の拡大抑止を日本が主体的にやるべきと言ってます。

＊この提言の方向で動いていることが共同通信の報道（2025 年 7/27）から明らかになってます。“2024 年 2 月の日米共同演習：コンピュータを使う机上シミュレーション「キーン・エッジ」で台湾有事を想定し・・・中国が核兵器使用を示唆する発言をしたとの設定で、自衛隊が米軍に核の脅しで対抗するよう再三求めた。米側は最終的に応じたとのこと。核拡大抑止に関するガイドラインで日米一体化が進んでいるのです。（共同通信から）

防衛装備移転について

「防衛装備移転の強化は、移転先との連携の強化や、自衛隊の運用基盤を支えるサプライチェーンの構築の手段として我が国にとって望ましい安全保障環境の創出に不可欠なものであると同時に、我が国防衛産業の販路拡大を通じた成長、更には防衛力の抜本的強化と経済成長の好循環にもつながるのだから積極的に進めるべき」と我が国の経済成長との関係でも重要と、まさに軍産一体化を進めようとしています。

それゆえ「策定すべき“防衛産業戦略”において民生分野と防衛分野の垣根がなくなっていること（かつて安全保障に対して抵抗感を持っていた大学においてもデュアルユースに対する意識は変化）を踏まえ防衛産業の競争力強化や産業エコシステムの構築を促すようなものとすべきである。」「戦略3文書は安全保障と経済成長をリンクさせる好循環をもたらすべき歴史的転換であり・・・産業と防衛による新たな連携により国内の製造業等による先端技術開発を促進し我が国の得意技術分野を確立していくことが必要である」と述べるのです。

最後に報告は安保3文書の方向性をさらに推進させる必要性を訴えています。「我が国は…国際社会において主導的な役割を発揮できる主要なプレーヤーとして期待を集めている。我が国の国際的な存在感と信頼をさらに高め我が国の国益を確保・伸長させていくため国際社会において主導的な役割を主体的に発揮すべきである」「現行の戦略3文書に示された方向性が適切であるとの点は本会議の委員の一致した見解である。・・・防衛力の抜本的強化を今後も継続するとともに早急に我が国の抑止力・対処力をさらに強化するための取り組みを検討し進めていくべき」と。

＊1990 年代世界の GDP の 18%を占めた日本の経済も失われた 30 年で今やボロボロ・・・にもかかわらず主観的にリーダー（一等国）になろうと思っている現状認識の甘さと、かつての「ジャパンアズナンバーワン」を夢見ての軍事力拡大でしかない。今は一極（米国）覇権主義が崩壊し始めており、世界の多極化・多国間での平等互惠で諸問題を解決していく共に生きていく国際社会・国際政治・国際経済を作っていくことが求められているのです・・・(F)

「民主主義と自治そして平和主義」藤代政夫

V、軍拡・戦時体制 NO！！

このような軍拡政策・武器輸出拡大・戦争する国へのうねりに対して多くの市民から団体から NO！ の声が上がっています。

○平和構想研究会は軍縮への大転換を主張

“「西太平洋の有事において最前線は日本が担う」とヘグセス米国防長官が明言している通りまさに米国との集団的自衛権行使を前提として南西地域における戦争準備が進められている」「敵基地攻撃ミサイルは熊本を皮切りに全国配備が始まろうとしている。宮古島・八重山諸島からなる先島地域は台湾有事を念頭に全島避難計画・シェルター建設が計画され、又日本各地の民間空港・港湾（特定利用空港・港湾）の軍事利用を前提にした整備も始まる。まさに臨戦態勢づくりが進められているのだ」

「これらの大軍拡と戦争準備の悪循環を断ち切らなければならない。軍縮への大転換が必要である。平和外交を基軸としてアジア地域の緊張を緩和し戦争を防ぐ道を進むべき。かつての侵略戦争への反省のもとに日本の市民が 80 年間にわたって育んできたこの国の平和主義は今こそ真価が問われている」

「戦争への道を阻んでいた外堀はすでに埋められ内堀も埋められつつあるがまだ軍縮への大転換は可能である」と。

○杉原浩司さん“豪州への軍艦輸出は「死の商人国家」への道と批判（10月）

「豪州海軍の新型フリゲート艦導入計画で日本案が選定された。その計画規模は 11 隻分で最大 100 億豪ドル（9500 億円）。初の完成品での大型殺傷武器の輸出となる。

豪州への軍艦輸出は対中国包囲網の一環であり、かつて武器輸出禁止三原則の肝だった「国際紛争を助長しない」という理念に真っ向から反するもの」「死の商人国家への墮落の道を突き進んで居る」と厳しく批判しています。

○川崎哲さんは「軍拡に抗して核廃絶へ」と主張。（週刊金曜日 9/19号）

「日本被団協がノーベル平和賞を受賞したのは核のタブーが弱まりつつあるという懸念の裏返し」「国連憲章を作って威嚇を含む武力行使を原則禁止し、紛争は平和的に解決することにしたはず。争いや疑惑は国際法の枠組みの中で外交交渉をして解決するのが基本的なルールです」「無責任な“核を持ってもいい”という軽はずみな議論が放置され、ある程度の市民権を得始めている」「私がすごく恐れているのはもう一つの考え方です。日本が核武装すべきだなどとは言わないまでも日米協力という形で核兵器の使用を政策として具体的に論じ自衛隊の演習や日米共同演習の中に入れる動きが出ている。それが安保3文書以来続いている。そこに危機感を持つべきだと思います」

「日米演習の作戦行動の中に核が位置付けられ強化されている。日本は核戦争の準備段階に入ってしまったといえるでしょう」

と非常に危険な状況にある現状から私たちが選ぶべき道を次のように訴えています。

「ASEAN は東南アジア非核兵器地帯を構成しており、加盟 10 か国中 9 か

国は核兵器禁止条約にも入っています」「日本は ASEAN のような国々をきちんと味方につけるためにも、米国となんでも一緒になって北朝鮮や中国と戦争を構えますという路線ではなく核軍縮や平和を掲げた政策をとっていくことがこの地域の安定につながると思います」と。

そして「私はどんな状況があっても国のために戦争なんかにはいきません。自分は絶対に参加しないと言えます。そう言える人は言ったほうがいい。そうでないとあれよあれよという間に“国の防衛のために徴兵もしようがない”という空気が生まれるかもしれません」と一人一人が平和主義の立場からできることをやっていく必要性を指摘しています。

「民主主義と自治そして平和主義」藤代政夫

スパイ防止法案（提言）批判

2025 年 11 月 4 日 藤代政夫

各政党からスパイ防止法が必要と提言され、まるで 7 月参議院選挙での外国人排斥＝排外主義の参政党の勢いになびいてるかの如くです。でもこれがそれぞれの政党の本質だとしたら日本はかなり危ない位置にあるのでしょうか。流れに竿差しははっきり道を正していくのが市民のそして政治家の役割です。

まだ法案の内容がはっきりしてませんが今感じている問題点を書いてみます。

1, 1985 年自民党によって提案された「スパイ防止法案」は統一教会・国際勝共連合の悲願そのもの。自民党の谷垣・村上氏らも反対し廃案になりましたがこれが 2025 年の秋に再びもっと悪い形で出されてきています。参政党排外主義ファシズムの勢いに引っ張られての国民民主・維新・自民からの提案に乗っていいのか？（いいわけありません）

2, 「G7 諸国と同等レベルのスパイ防止法を制定」「インテリジェンス戦略策定・インテリジェンス機関創設」（国民民主）

「米国の CIA のようなインテリジェンス機関（対外情報庁）の創設。諸外国並みのスパイ防止法を制定」（維新）

「インテリジェンス活動の基本的な指針となる国家情報戦略の策定」「仮想身分による情報収集能力向上」「諸外国と同等水準のスパイ防止法の導入」「地方自治体との情報共有の場を」（自民党政調会）

「省庁横断的にインテリジェンス体制強化」（立憲）

○米国のような“内閣情報局（J CIA）”が提言されているが、米国 CIA は「トンキン湾事件」「イラクの大量破壊兵器」「チリのアジェンデ政権つぶしのクーデター」など多くの謀略もやっていくインテリジェンス機関でありこのようなものはいらぬのです。

○9 条で「戦争をしない」と言っている日本に果たして戦争するためのスパイ防止法＝中央情報局が必要なのでしょうか？

○提案されている「情報局」の内実はどうのようなものなのか問いただす必要があります。

○1985 年のスパイ防止法案では「外国への通報」の場合死刑・無期懲役となっているが、外国とは中国・ロシア・北朝鮮なのか？米国も外国に入るのか？

○謀略もする米国の CIA のような中央情報局を作るといふが、今の内閣情報調査室に対してすらチェックする機関が必要と言われてるのに J CIA にどうチェックできるのか？

今以上に情報を統一して指揮・監督・監視するインテリジェンス機関が必要なのだろうか？

3, 参政党神谷氏は「極端な思想の人たちはやめてもらわないといけない。これを洗い出すのがスパイ防止法です」(7/14)とあまりにもあっけらかんと法案の本質を語っています。

これでは特定秘密保護法の適正評価の調査では「思想・信条の調査はしない」となっているのが今度のスパイ防止法ではまさにレッドパージが行われてしまうのではと心配されます。このようなものはいりません。

4, 「外国勢力活動透明化法案」(国民民主党)・「外国代理人登録法」「ロビー活動公開法」(維新)

外国勢力とはどこの国のことか? 経済安全保障推進法の「外部」とは中国・ロシア・北朝鮮です。米国が外国勢力の対象になるのかどうか?

仮想敵国とされた国々の外交官を含め職員の状態を登録するとは??? その国と関係を持つ日本の市民も外国勢力なのか?

まさに敵国をはっきりさせ、反敵国のために敵国に連なる人々・資金・資産などをあぶりだし監視していく“戦時体制”そのものです。

スパイ防止法が戦争するためのものであるがゆえの結果でしょう。(こんなものはいりません)

5, 「インテリジェンス関係者の安全保護」(国民民主)・「仮想身分による情報収集」(自民)・「身分仮想を行う要員保護」(維新)

“仮想身分”による活動を保護する体制を作るといってのがスパイ国家になって本当にいいのか? 国家公認の日本のスパイ。軍国政治＝戦時体制＝恐怖政治になってまでスパイ防止法を作りたいのか?

以上スパイ防止法について今案等が出されている段階での感想です。(海渡雄一弁護士資料・指摘からまとめてみました)

特定秘密保護法・経済安保情報保護法・能動的サイバー防御法ときて最後の仕上げのようにスパイ防止法案が出されようとしています。

共同通信の石井さんが言うようにスパイ防止法は戦争する国への切り札です。

「まとめてみればスパイ防止法は①国民の知る権利・取材報道の自由を圧殺するものであり②外国人との共生社会を否定し分断を図る排外主義をあおる＝排外主義と一体のもので③世界を敵と味方に分け戦争への道を開くものです。」

国会に法案を出させないよう私たちもNO! の立場を表明していきましょう。